

規則

埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十九号

埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則

埼玉県優良宅地造成等認定規則（昭和四十九年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

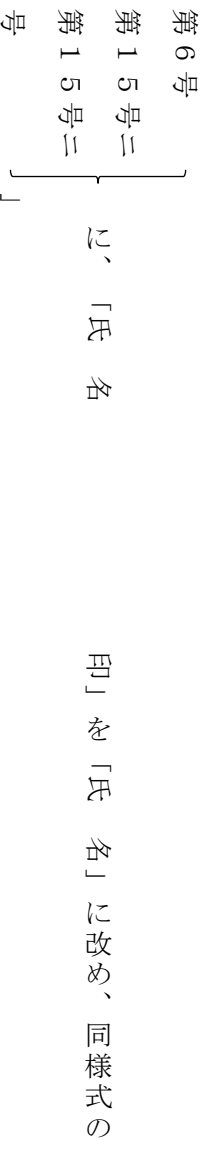
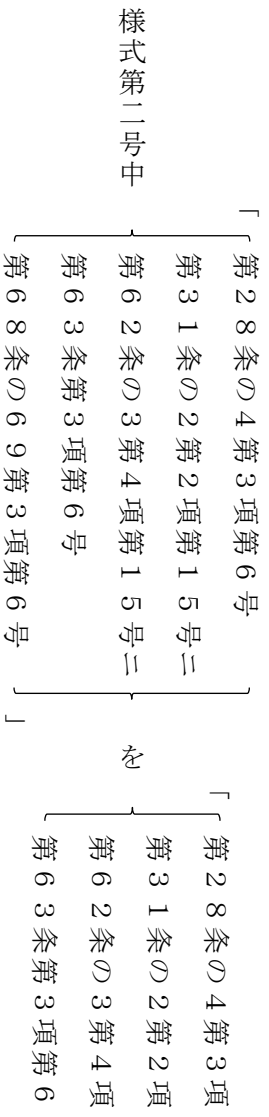
第一条中「、第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イ」を「並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イ」に改める。

第二条第一項中「、第六十三条第三項第五号イ若しくは第七号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イ若しくは第七号イ」を「又は第六十三条第三項第五号イ若しくは第七号イ」に改める。

第三条第一項及び第三条の二第一項中「、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号」を「又は第六十三条第三項第六号」に改める。

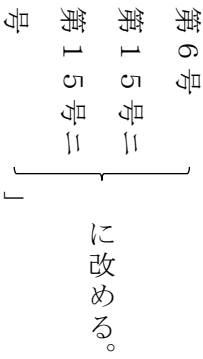
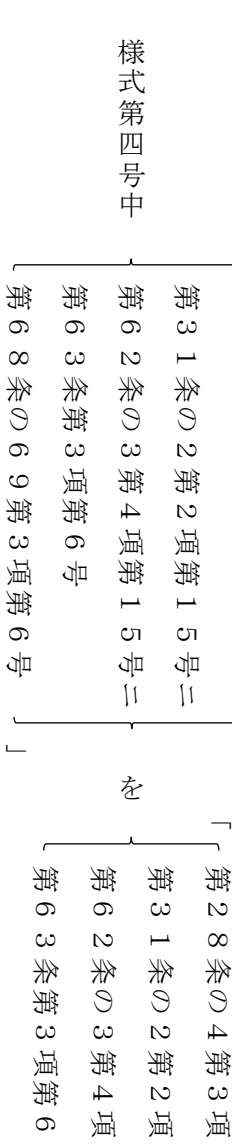
第十一条中「、第六十三条第三項第七号イ又は第六十八条の六十九第三項第七号イ」を「又は第六十三条第三項第七号イ」に改める。

様式第一号中「、第68条の6第3項第5号イ、第68条の6第3項第7号イ」を削り、「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式の備考5を削る。



備考9の中「、第63条第3項第6号又は第68条の6第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改め、同様式の備考9を削る。

「第28条の4第3項第6号」



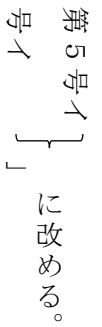
様式第五号中「氏名」を「氏名」に改め、第68条の69第3項第5号イを削り、同様式の備考3を削る。

様式第七号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第八号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。



附 則

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定（「、第68条の69第3項第5号イ、第68条の69第3項第7号イ」を削る部分を除く。）、様式第二号の改正規定（「氏名」を「氏名」に改める部分及び同様式の備考9を削る部分に限る。）、様式第五号の改正規定（「、第68条の69第3項第5号イ」を削る部分を除く。）、様式第七号及び様式第八号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県優良宅地造成等認定規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。